

平成29年

総務委員会

6月14日

豊明市議会

# 総務委員会会議録

平成29年6月14日

午前10時00分 開会

午前10時46分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	杉浦光男	副委員長	蟹井智行
委員	宮本英彦	委員	ふじえ真理子
委員	三浦桂司	委員	一色美智子
議長	月岡修一		

## 2. 欠席委員

委員 村山金敏

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	鈴木美智雄
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
市民生活部長	吉井徹也	企画政策課長	小串真美
財政課長	伊藤正弘	税務課長	加藤健治
秘書広報課長補佐	塚田力	企画政策課長補佐	浦倫彰
防災防犯対策室長	石川賢治	税務課長補佐	塚本由佳
財政担当係長	萩野昭久	交通・防犯担当係長	和田真人

## 5. 傍聴議員

富永秀一	後藤学	郷右近修	清水義昭
近藤ひろひで	近藤善人	鵜飼貞雄	毛受明宏
近藤千鶴	早川直彦	山盛さちえ	近藤郁子

## 6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○総務委員長（杉浦光男議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。  
ございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

なお、村山金敏議員、石川行政経営部長より本日欠席の連絡がありましたので、御報告  
いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件、4議案でございます。慎重な審査をどうぞよ  
ろしくお願いいたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 議長より挨拶をお願いします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

総務委員会ですっかりと御審議いただけることをお願い申し上げます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係ない職員は自席待機といたしたい  
が、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事  
に直接関係ない職員は退席をお願いいたします。

なお、市長におかれましては答弁を求める機会がある場合には直ちに出席をいただきま  
すので、御承知おき願います。

じゃ、退席をお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（杉浦光男議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、  
委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

（一般傍聴者1名入室）

○総務委員長（杉浦光男議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました  
案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点

を整理して反問されるようお願いいたします。

初めに、議案第56号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 議案第56号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので1枚おめくりください。

育児休業は、原則1人の子につき1回とされておりますが、第3条において再度取得できる場合を規定しております。第5号において、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等に申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合についても、再度育児休業が取得できる場合として規定しているものでございます。同様に、第4条は育児休業の期間の再度の延長ができるケース、第10条は育児短時間勤務を再度取得できるケースを規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、上位法に従っての変更だと思いますけども、現在、職員で育休を利用している職員と条例に該当する職員は何名おられるかわかりますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁をお願いします。

塚田秘書広報課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 1つ目の御質問ですが、29年6月1日現在で育児休業の取得者は33名でございます。

2点目といたしましては、今回の条例の一部改正による育児休業の再度の取得、延長等をしたいという相談等は現在のところありませんので、該当者はいないと把握しております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回の三浦委員の質問の関連ですが、33名とられているということで、男性の方は何名いらっしゃいますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

塚田秘書課長補佐。

○秘書広報課長補佐（塚田 力君） 29年度につきましては、男性職員は2名でございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第56号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） それでは、議案第57号 豊明市税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

このたびの改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されたことから提出するものです。

主な改正点は2点ございます。1点目は、固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例において課税標準の特例を定めるもの。2点目は、これまでの控除対象配偶者の定義を変更することに伴うものの2点です。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表 1 ページ、57条の 4 第 1 項で、家庭的保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例の割合を提案させてもらっております。これは、3 分の 1 から 3 分の 2 の範囲内で、参酌基準、これは国の十分参照してくださいという推奨する基準なんですけども、参酌基準により 2 分の 1 とするもの。同様に、同条 2 項で、居宅訪問型保育事業の割合を参酌基準により 2 分の 1 とするもの。同条第 3 項で、事業所内保育事業の割合を参酌基準により 2 分の 1 とするものについて規定しております。

同じく 1 ページ、附則第 5 条第 1 項で、これまでの控除対象配偶者に係る定義を同一生計配偶者に変更するという事を規定しております。これは、個人の市民税の所得割が扶養の人数によって非課税になる規定に係る改正であって、控除対象配偶者の定義が納税義務者の合計所得金額 1,000 万円以下の場合になるという定義の変更がありましたので、これまでと同様の意味である、また、同様の定義となる同一生計配偶者という名称に変更したということでありませう。

2 ページをおめぐりください。

2 ページ、附則第 10 条の 2、この第 6 項から第 11 項までは法改正による項ずれに伴うものによるものであります。

それで、次に、第 12 項、これはいわゆる企業主導型保育事業に係る固定資産税の課税標準の特例の割合を 3 分の 1 から 3 分の 2 の範囲内で、これは参酌基準ではなく、市で定める割合として 3 分の 1 とするもの。これは 5 年度分の適用となります。

同様に、同条第 13 項として、緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づいて設置した市民緑地の割合を、これは参酌基準によって、参酌基準を 2 分の 1 から 6 分の 5 の範囲内で、参酌基準によって 3 分の 2 とするもの。これは 3 年度分の適用となります。

これらについて、引用している法とともに規定をしております。

それぞれ企業主導型保育事業の第 12 項につきましては政府の補助、市民緑地、第 13 項につきましては認定計画に基づいた設置が平成 31 年 3 月 31 日までに終わっている必要があります。

附則としましては、各改正の施行日と経過措置についてお示しをしております。

このたびの改正は、主に固定資産税のわがまち特例の適用に係る改正であります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宮本委員。

○宮本英彦委員 説明の中で、いわゆるこれは平成29年度の税制改正で、それぞれの市町が条例で特例の範囲内で定めることができるということで、わがまち特例と言われるものなんですよね。ということで、この範囲内ということなんですけど、近隣の市町さんはこのわがまち特例をどういうふうな減額措置にされてるか。わかる範囲内で結構です。お願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 近隣は、特に企業主導型保育事業について、近隣、尾張東部で3市程度、豊明市と同様に3分の1とするような提案をこの6月議会でしているというふうな情報を聞いております。

あと、家庭的保育事業等の3事業については、参酌基準により2分の1とするものというものが主でございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 家庭的保育事業と居宅訪問型保育とか事業内保育事業と言われましたけれども、ちょっとイメージが湧かないので、具体的にどういうものか教えていただきたいと思えます。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 家庭的保育事業と申しますのは、保育者の自宅、居宅を主にして、保育者の居宅のほうに子どもたちを集めて保育する、そういうイメージで、これは5人以下、家庭的保育事業については5人以下ということになっております。これは市の認可事業でございます。

居宅訪問型保育事業というのは、例えば派遣のステーションとかみたいなのをつくって、例えば障がい者の方のところに、集団保育がなじまない方のところに保育士が出かけて行って、そこで、相手の方の家で保育をするというような事業でございます。

事業所内事業につきましては、民間の会社、株式会社等のある一部とか近隣で民間の会社に通ってみえる従業員の方の子どもさんをお預かりすると、そういう事業所の中の保育事業、そういうふうなイメージでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは参考資料の第10条の2の12項、国の推奨は2分の1だけでも、豊明市は3分の1まで緩めたと。国の基準より安くしたという理由はどのような理由か教えてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） これは、企業主導型保育事業というのは、先ほど申しました3事業とは異なって、市町村の認可、承認が不要で、より手軽に民間会社が保育園事業に参入できるような状態で、企業が政府の補助を受けなければならないんですけども、企業内の職員の子どもに対して保育事業を行うものであります。できれば認可事業じゃない、より民間が参入しやすくするためにより間口を広げようという考えによって、参酌基準の2分の1ではなく、より低い課税標準の3分の1とする、そういうような方向でやりたいということで今回提案をさせていただきました。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（はいの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 関連ですか。

（同じところの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） それじゃ、三浦委員。

○三浦桂司委員 続けて、13、その下ですけども、市民緑地と言われましたけれども、市民緑地、これも先ほどと同じですけども、民間が行うとか、市民緑地というののイメージが、もう少し、湧かないので、どのように補助するのか、市民緑地というのはどういう意味かちょっと教えてください。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 市民緑地のイメージですけども、樹木とか、草とか、木とか、お花とか、原っぱとか、中に散策路とか、ベンチとか、遊歩道があって、市民が集まって憩えるような、そういうちょっとした森と原っぱがあるような、そういうイメージのところでございます。自然に市民の方が親しめるような緑地というようなイメージでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 それは民間事業者が行うということによろしいですか、敷地内で。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） おっしゃるとおりでございます。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけど、税制改正の内容を見ると、緑地管理機構が土地を所有し、またはと書いてあるんですけど、そのことと民間の所有するというのはどんな関係なんでしょう。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 緑地保全・緑化推進法人というものは、民間会社とか、財団法人とか、NPO法人等々が例えばこういう緑地を運営している場合に、緑地保全・緑化推進法人として市が認定をする、その緑地を保全・緑化推進法人がそういう市民緑地を運営するというようなイメージでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 市が認定するということですので、そういうような法人は、豊明市、本市の場合は該当する法人はあるんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 現在のところ、当市の予定、現在もありませんし、予定も今のところございません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 10条の第12項の中の先ほどの企業主導型保育に関して、オリジナルで3分の1でいいよという、間口が広がっていいと思うんですが……。

○総務委員長（杉浦光男議員） マイクを使ってください。

○ふじえ真理子委員 ごめんなさい。

第10条の12項、企業主導型保育事業に関して、先ほど三浦委員の質疑でありましたが、間口を広げて、本市は3分の1でいいよという案が出てますが、市の認可が不要ということですけども、そういったその企業の中で保育を行うという、そういう今まで相談だとか、何か市が把握している範囲で今まであったんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 本市の場合は、今のところそういう御相談等、お話等はありません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 きこのの本会議質疑で、家庭的保育とか居宅、事業所内保育、該当するところは今のところゼロということでしたけど、ゼロということによろしいですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 今のところゼロでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 あと、税制大綱を見ますと、家庭的保育事業、先ほど言ったわがまち特例は不動産取得税も対象の項目の中に挙がってるんですけど、これは実際挙がってるんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 申しわけございせん。不動産取得税は県税ですので、本市では把握しておりません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほかございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） それでは、議案第58号 豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

このたびの改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されたことから提出するものです。

主な改正は、都市計画税に係るいわゆるわがまち特例において課税標準の特例を定めるものです。

内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表1ページ、附則第2項で、企業主導型保育事業に係る都市計画税の課税標準の特例の割合を、参酌基準ではなく、市で定める割合として3分の1とするもの。同様に、第3項として、緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地の割合を参酌基準により3分の2とするものについて規定しています。

そのほか、適用期間、適用条件は先ほどの市税条例の固定資産税と同様で、企業主導型の保育事業は5年度分、市民緑地が3年度分、それぞれ政府の補助、また、市民緑地については認定計画に基づいた設置が平成31年3月31日までに行われている必要がございます。

そのほか、この規定を附則第2項、第3項に規定したため、以下全体的に項ずれをして繰り下げられ、各項に規定されている項についても項ずれにより改正をしております。

附則としましては、各改正の施行日と経過措置についてお示しをしております。

このたびの改正は、主に都市計画税のわがまち特例の適用に係る改正であります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この都市計画税も基本的には先ほどの議案第57号と同じジャンルで、わがまち特例の1つだと思うんですけど、固定資産税、都市計画税含めてですけど、家庭的保育、居宅型、事業所内保育あるいは企業主導型保育ということで、わがまち特例ということで、いわゆる標準課税の価格がそれだけ下がるという減額の措置がされるわけですけど、基本的に豊明のスタンスとしては、この条例を改正することによってそういう事業を強化するという方向性はどんな考え方なんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） 企業主導型保育事業につきましては、間口を広げて、できれば参入をしていただければというふうに考えております。

市民緑地につきましては、参酌基準で提示をしております、できれば民間会社等が参入していただきたいとは考えておりますが、企業主導型よりは参酌基準を最上にしておりますので、どちらかというと比較的積極性がないというところがございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号、平成29年度豊明市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） それでは、議案第62号、平成29年度豊明市一般会計補正予算（第2号）のうち、企画政策課所管部分について説明させていただきます。

予算書 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

ページ上段、2 款 総務費、1 項 8 目 企画費の 1 節 報酬、右側ページ、企画事務事業は、企画業務について 77 万 3,000 円増額補正をお願いするものであります。これは、7 月 1 日より非常勤一般職員 1 名の雇用を予定するもので、第 5 次総合計画を推進するための総合計画マネジメントが軌道に乗り始めた今、新たな行政評価制度を初め、PDCA サイクルを回して成果を重視した行政活動を展開していくに当たり、企画検討、業務探索に要する職員の時間確保が必要となり、補正にてお願いするものであります。

勤務時間につきましては、平日週 5 日、9 時から 3 時まで。

業務内容は、調査、照会業務を中心に、政策推進及び経営管理両係の庶務を担っていただく予定であります。

以上で企画政策課所管部分についての説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 説明はほかにございせんか。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） では、続きまして、防災防犯対策室所管の補正予算について御説明いたします。

同じく 6、7 ページ中段をお願いいたします。

2 款 総務費、7 項 交通安全対策費、1 目 交通安全対策費の交通安全対策事務事業につきまして、135 万円で交通安全リストバンドを計上いたします。これは、75 歳以上の高齢者の方々、約 8,000 人弱おみえになりますが、それらの方々を対象に配布を予定しております。このように腕に巻きつける反射材タイプのものでありますが、高齢者の夜間における歩行中の交通事故防止と、当該リストバンドに特殊詐欺による被害を予防する意味の文字などを印刷することにより特殊詐欺に対する意識を向上させる携帯グッズとして御活用をいただけるようにするもので、今後予定しております交通安全セミナーなどで配布する分と合わせて全部で 1 万個を用意させていただくものでございます。また、裏面には氏名や連絡先等を記入できるようにしまして、万一交通事故に遭った場合の身元確認であるとか、いわゆる認知症によるひとり歩きなどのリスクにも対応できるよう工夫をしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 財政課所管部分につきまして御説明を申し上げます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

17 款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金の 4,841 万 7,000 円は、こ

のたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。財政調整基金の残額につきましては、平成28年度末で31億3,337万2,000円ございましたので、当初予算での取り崩しに補正予算第1号、さらにこのたびの第2号での繰り入れを加味しますと、残高見込みは25億3,572万8,000円と見込むこととなります。

以上で財政課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにありませんか。

理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はページ数を示してお願いします。

ありませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 7ページ、リストバンドの135万ですけれども、現物はあるんですか。

（ありますの声あり）

○宮本英彦委員 ああ、それ。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） このように手首だとか腕に巻きつけたりできるもので、大きさは幅が5センチ、長さが40センチになっております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） そのほか、ありませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そこに、目的は交通安全と特殊詐欺、認知症の確認ということで、特殊詐欺というのは、そのリストバンドとどういう関係があるんですか。何か書くんですかね。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 特殊詐欺による被害が、平成28年中に愛知署管内で43件発生しておりまして、そのうち豊明市内で22件ということで、半数以上の被害が本市内で発生している状況となっております。

このような状況の中で、本市としてできることを考えていたところ、今年度に入りまして、4月下旬あたりに愛知警察署の生活安全課の方だとかによって、こういった反射材にそういった特殊詐欺による被害を防止する項目を印刷することによって、交通事故防止にもなるし、日ごろから特殊詐欺による啓発にもなるという御助言をいただいたことから、

このたびの補正予算に計上させていただいたということでございます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 今、黄色いリストバンドなんですけど、そこに特殊詐欺と交通事故と書かれることなんですけれども、ごちゃごちゃごちゃとしてわからなくなるんじゃないかなという気がすごくするんです。それをちょっとお聞かせください。

それと、1万個つくるということで、交通セミナーで配られるということなんですけども、それ以外でどんなところで配られるのかなって。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） こちらに印刷する文字につきましてはこれから検討してまいりますけども、今、委員おっしゃられるように、いろんなことを書き過ぎると何が何だかわからなくなりますので、なるべくシンプルに、交通事故、それから特殊詐欺、そういったことに気をつけましょうということをシンプルに書きたいなというふうに思っております。

それから、余ったものにつきましては、例年行っております交通安全セミナーに加えて、地域で行われております交通安全教室だとか防犯教室、そういったところでも配布していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、余った場合ということになると、いろんな団体とか会合とかイベントのときに配るというイメージなんですか。それか、75歳以上に全員に配るとか、そういうイメージではないんですか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 原則だと、75歳以上の高齢者の方には全員に配布したいなというふうに考えております。

配布方法につきましては、民生児童委員の方々の協力をいただきまして、敬老の日の前に行われます個別訪問であるとか、秋口以降に行われますひとり暮らしの世帯だとか高齢者のみ世帯の個別訪問の中から75歳以上の方々を抽出しまして配布していただくという方

法と、この条件に該当しない方もおみえかと思しますので、それらの方々には防災防犯対策室の地域安全監視員などによって、今年度中をめどに配布をしたいなというふうに考えております。

それから、もう一問ですが、余ったものが当然出てきますので、余ったものについてはそういったいろんな教室だとかイベントで配布していくと、そういうような予定をしております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今回のリストバンドですけれども、認知症のひとり歩きに、裏側に名前とか電話番号を書くとは言ってたんですけども、スマホで読み取れるようなQRコードをつける予定なんかはありますか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 認知症高齢者のいわゆるひとり歩きは深刻な問題となっている中で、埼玉県の入間市というところでは、委員がおっしゃるように、QRコードを爪などに張りつけて使う身元確認用シールというものがあまして、特に認知症の方向けに利用されているという状況だそうです。

今回配布する主な理由が、高齢者の夜間における交通事故防止対策、あるいは特殊詐欺による被害の防止ということと、それから、システム構築にも別途予算がかかると思しますので、身元の確認という点では、先ほど申し上げました、裏面に連絡先等を記入できるようにしてございますので、今回、QRコードについてはちょっと考えておりません。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、全員に配るということですので、基本的には1人、75歳以上はどなたでも1本配布すると。ということでいくと、そのほかに交通安全セミナーとかいろんなイベントに出て、またもらっちゃったというケースもあり得るという。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 委員おっしゃられるように、そのような場合もあるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 いわゆる交通安全対策のほうに入っているから交通安全対策が主とした目的だろうと思いますけれど、この前の本会議質疑で26年中、27年中、28年中の本市の高齢者の事故の人数の回答があったんですけれど、この人数というのは、豊明市は、高齢者の事故は近隣市町に比べて、先ほどの特殊詐欺もそうですけど、多いんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 他市町との比較は、交通事故につきましては詳細には調査しておりませんが、特殊詐欺につきましては、先ほど申しあげましたとおり、平成28年中、集中的に豊明市がやられているという状況ですので、このようなリストバンドを通して予防啓発していきたいというふうに考えました。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございますか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 特殊詐欺はそういうことであれなんですけど、交通安全対策というと、単純に考えると、ちょっと申しわけないなんですけど、75歳以上の方がほとんど豊明市内で夜歩いているという人が、余り見ないと思うんですけど。部分的に違う方がみえるかもわかりませんが。

そういうことで、一般のイメージでいきますと、夜、反射で、それ、確かに光るんですよ。私、マラソンをやるから、そういうのを腕に巻きつけて走ると安全対策になるんですけど、お年寄りの方が、特に75歳以上の方が安全対策上それで夜歩いてという、認知症の方はふらふらというか、そういう可能性はあるとは思いますがね。何か交通安全対策とは正直言って余り思えないなんですけど、これは私の個人的なあれなんですかね。どうしてまた高齢者の方にリストバンドという安全対策を、作製しようということになったのか。そのもともとの出だしの理由をお聞かせ願います。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 愛知県における平成28年中の交通事故による死者が212人ということで、14年連続ワーストワンの不名誉な記録が続いております。その212人の被害者のうち65歳以上の高齢者の方が117人と、55.2%という半数を占める状況でございます。

本市におきましても、平成28年に2件の交通死亡事故が発生し、その被害者となられたのは2件とも65歳以上の高齢者の方で、1名につきましては夕方、薄暮の時間帯で発生しております。また、26年から28年までの3年間に交通事故でお亡くなりになった方は5人ということで、いずれも65歳以上の高齢者の方となっております。

夜間が特に多いという統計ではないんですけども、全国的に反射材をつけることによって防げる事故というものが非常に多いという統計結果もありますので、このたびの予算に計上させていただき、早急に配布することが効果があるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 反射材なんですけど、今、数字をいろいろ、統計を述べられましたが、愛知署、警察の生活安全課などのアドバイスというか、助言もあったということをお会議質疑でお答えになられましたが、既に恐らく、私も個人の感覚なんですけど、夜間、お散歩する方というのは既に反射材をつけていたり、持ってみえる方が多いじゃないかというふうに肌で感じています。

例えば、そういう市民の方からいろんな高齢者の集まる場などでそういう反射材があったらいいなとかという声はあったんでしょうか。

○総務委員長（杉浦光男議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 地域で交通安全教室というものが年間何回も行われておるわけなんですけども、そういったところでは、愛知警察署の交通課の方だとか、うちの警察OBの者を講師として派遣して指導させていただいておる中で、やはり夜間における交通事故防止には反射材というものが非常に有効という話もさせていただいておりますので、市民の皆様方には徐々に普及をさせていただいているというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） 吉井市民生活部長。

○市民生活部長（吉井徹也君） また補足という形で御説明申し上げますが、私、高齢者の安全管理者というような形で署のほう、また大きな会でも出てまして、今どうしても高齢者の方が、夜、横断歩道をすーっと歩いてはねられてしまう。信号のないところ、まだ信号が赤でも渡ってしまう事例が大変多いということがございます。

そういう中で、夜間、今、ハイビームの関係で、やはり光っているものという、乗用車

のほうもハイビームにするというような形になっておりまして、光に反応するという  
ことで、1つ、そういった反射板の使用。

あと、きのうも御説明しましたが、平成28年中に、午後の6時から午前4時までの431  
名の死傷者のうち、431人中で84人の方が午後の6時から午前4時までに遭ったと。その  
中で65歳以上の方が53人いるということでございまして、非常に、84人の中に53名の方が  
高齢者であるということも御理解をいただき、このような施策をとらせていただいたとい  
うふうでお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第62号、平成29年度豊明市一般会計補正予算書（第2号）の総  
務委員会の所管部分について、まず賛成の立場で討論いたしますが、先ほどのこのリスト  
バンドに関して、いろんな啓発品を配られる、交通事故の予防、あといろんな多機能性と  
ハンディー性を持ったリストバンドということなのですが、啓発するという趣旨はすごく  
賛同できるんですけども、一市民として見ると、何でリストバンドかなというちょっと  
疑問もあります。もちろん、ないよりあったらいいなと思うんですけども、ないと絶対  
に困るというものでもないような気がしています。

今後、配布するタイミングというのが、交通セミナーなどが、あと民生児童委員の方の  
訪問だとかがあるんですが、であれば、例えば配布するタイミングを、夜間、夕方から歩  
いてみえる方にじかに渡すだとか、よりもらって家で眠ってしまうふうにならないよう  
にお願いしたいと思います。

あと、交通事故対策、議案質疑の中でもありましたが、運転免許証の返納だとか、加害  
者にならないための取り組みもされています。そちらのほうもこういった市費を使うので、  
公共交通の足の確保だとか、いろんな多方面からの交通対策をお願いします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 私も賛成の立場で。企画事業につきましては1名雇用ということで、  
しっかりと第5次総計の推進をお願いいたします。

先ほどのリストバンド、私はすごくいいかなって思います。いろんなのがあるんですけ

ども、リストバンド、夜だけではなくて昼間もつけて歩いていただければ身元の確認にもなりますので。ただ、本当、75歳以上にかかわらず、1人でも多くの方に配っていただきますように要望いたしまして、賛成といたします。

○総務委員長（杉浦光男議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第62号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（杉浦光男議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会といたします。

午前10時46分閉会